

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年2月8日

分任支出負担行為担当官
四日市港湾事務所長 長瀬 和則

1. 競争入札に付する事項

- (1) 購入の件名及び数量 平成24年度 車両管理業務（四日市港）
（電子入札対象案件）
- (2) 仕様等 入札説明書による
- (3) 履行期間 平成24年4月1日～平成25年3月31日まで
- (4) 履行場所 入札説明書による
- (5) 入札方法
 - ① 落札者の決定は、基本月額を算出した最低価格落札方式をもって行う。
 - ② 別紙仕様書により基本月額を算出し、その金額を入札書に記載する。開札後に、基本月額を最も低い価格で入札した者と別紙仕様書に定める労務費（一日あたり）、宿泊費及び宿泊雑費について別に定める見積書の様式により見積合わせを行い、それぞれの単価を決定するものとする。
 - ③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ④ 入札執行回数は、2回を限度とする。
なお、当該入札回数までに落札者がいない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。
- (6) 電子入札システムの利用
本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。ただし、紙入札業者のみの場合は紙入札に移行するものとする。

2. 競争参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という）第70条の規定に該当しない者であること。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 上記2(3)の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東海・北陸地域の競争参加資格を取得した場合は入札に参加することができる。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記2(2)の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、指名停止を受けていないこと。
- (8) 電子入札システムによる場合は、電子認証（ICカード）を取得していること。
- (9) 中部地方整備局管内に本店、支店又は営業所のあること。
- (10) 次の①から③のいずれかの条件を満たす車両管理責任者を配置（本業務への専任及び履行場所への常駐を要さないが、常時連絡が取れる者であること。）できること。
なお車両管理責任者と車両管理員は兼務できない。
また、本業務の競争参加資格確認申請書の提出日より履行期間中に、本業務の受注者と直接的

な雇用関係にあるものとする。

- ① 安全運転管理者又は運行管理者の選任を受け、車両管理員の配置計画及び安全運転教育等の1年以上の実務経験を有すること。
- ② 3年以上の車両管理員の配置計画及び安全運転教育等の実務経験を有すること。
- ③ 分任支出負担行為担当官が上記①又は②と同等であると認めた者。

(11) 車両管理員に対する安全運転教育体制が確立されていることを証明した者であること。

3. 入札手続等

(1) 担当部局

〒510-0064

三重県四日市市新正三丁目7番27号

国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所 品質管理課 契約審査係

TEL 059-355-5781 FAX 052-359-0513

(2) 入札説明書の配付期間及び場所

配布期間：表1のとおり

配布場所：上記3(1)及び当局ウェブサイト(<http://www.pa.cbr.mlit.go.jp/keiyaku/index.html>)

なお、無償にて配付する。

(3) 入札説明会の日時及び会場

入札説明会は行わないものとする。

(4) 入札参加申込書等の提出期間及び場所

提出期間：表1のとおり

提出場所：上記3(1)に同じ

電子入札システムにより提出すること。なお提出ファイル形式は一太郎2006以下、Microsoft Word2003以下、Microsoft Excel2003以下、その他 PDFファイル(Acrobat9以下)、JPEG又はGIF形式の画像ファイルとする。

なお、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、上記3(1)に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(5) 電子入札システムのURL及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム <http://.e-bisc.go.jp> 上記3(1)に同じ。

(6) 入札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日時：表1のとおり

電子入札システムにより提出するものとする。

なお、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、表1記載の提出期間内に上記3(1)に持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(7) 開札の日時及び場所

表1のとおり

〒510-0064

三重県四日市市新正三丁目7番27号

国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所 入札室

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、当局の交付する入札説明書に示す入札参加申込書に必要書類を添えて、入札参加申込提出期間内に提出しなければならない。

また、入札日の前日までの間において当局から当該書類に関する説明及び協議を求められた場合には、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有

効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約締結

本業務に係る契約締結は、平成24年度予算が成立し、予算示達された場合とする。

(7) 手続における交渉の有無

無。

(8) 契約書作成の要否

要。

(9) 保険付保の要否

要 管理対象となる車両に自動車損害賠償保険を付す必要がある。

(10) 詳細は入札説明書による。

表 1

入札説明書配布期間	平成24年 2月 8日から平成24年 3月 8日の期間中、9時00分から16時00分までの間に配布を行う。(但し土曜日・日曜日及び祝日には配布を行わない。)
入札参加申込書等提出期間	平成24年 2月 8日から平成24年 2月20日の期間中、9時00分から16時00分までの間に提出を受け付ける。(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札書提出期限	平成24年 3月 8日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
開札日時	平成24年 3月 9日14時30分

入札説明書

中部地方整備局の一般競争に係る入札公告(平成24年2月8日付け)に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 契約担当官等

分任支出負担行為担当官 四日市港湾事務所長 長瀬 和則

2. 担当部局

〒510-0064 三重県四日市市新正三丁目7番27号
国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所 品質管理課 契約審査係
TEL 059-355-5781

3. 競争入札に付する事項

(1) 件名 平成24年度 車両管理業務(四日市港) (電子入札対象案件)

(2) 仕様等

別紙仕様書及び契約書(案)のとおり。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

(4) 履行場所

四日市港湾事務所

(5) 入札方法

① 落札者の決定は、基本月額を最低価格落札方式をもって行う。

② 別紙仕様書により基本月額を算出し、その金額を入札書に記載する。開札後に、基本月額を最も低い価格で入札した者と別紙仕様書に定める労務費(一日あたり)、宿泊費及び宿泊雑費について別に定める見積書の様式により見積合わせを行い、それぞれの単価を決定するものとする。

③ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④ 入札執行回数は、2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者がいない場合は、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

(6) 電子入札システムの利用

本案件は、証明書等の提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、あらかじめ紙入札方式参加願を提出するものとする。ただし、紙入札業者のみの場合は紙入札に移行するものとする。

(7) 入札保証金及び契約保証金

免除

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。

(2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 上記4(3)の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに平成22・2

3・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の東海・北陸地域の競争参加資格を取得した場合は入札に参加することができる。

- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けていること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記4(5)の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (7) 競争入札参加申込書(以下「申込書」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、指名停止を受けていないこと。
- (8) 電子入札システムによる場合は、電子認証(ＩＣカード)を取得していること。
- (9) 中部地方整備局管内に本店、支店又は営業所を有すること。
- (10) 次の①から③のいずれかの条件を満たす車両管理責任者を配置(本業務への専任及び履行場所への常駐を要さないが、常時連絡が取れる者であること。)できること。
なお車両管理責任者及び車両管理員は兼務できない。
また、車両管理責任者は、本業務の競争参加資格確認申請書の提出日より履行期間中に、本業務の受注者と直接的な雇用関係にあるものとする。
 - ① 安全運転管理者又は運行管理者の選任を受け車両管理員の配置計画及び安全運転教育等の1年以上の実務経験を有すること。
 - ② 3年以上の車両管理員の配置計画及び安全運転教育等の実務経験を有すること。
 - ③ 分任支出負担行為担当官が上記①又は②と同等であると認められた者。
- (11) 車両管理員に対する安全運転教育体制が確立されていることを証明した者であること。

5. 競争参加資格の確認等

- (1) 本入札の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書等を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。
 4. (3) の認定を受けていない者も申請書等を提出することができる。この場合において、4. (3) 以外の参加資格条件を満たしているときは、開札時に4. (3) の認定を受けていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。
- (2) 申請書等の提出は、以下により提出すること。
 - ① 競争参加資格確認申請書は別紙1の様式により作成する。
 - ② 4. (10)に示す車両管理責任者の証明については、別紙2の様式により作成する。
 - ③ 4. (3) に示す要件を満たすことが確認できるもの(一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の資格審査結果通知書の写し等)を添付すること。
 - ④ 4. (10)に示す、車両管理責任者が本業務の競争参加資格確認申請書の提出者と直接的な雇用関係にあることが確認できる資料(健康保険被保険者証の写し等)を添付すること。
 - ⑤ 4. (11) に示す要件を満たすことが確認できるもの(車両管理員に対する安全運転教育研修資料、安全運転教育マニュアル等の社内資料の写し等)を添付すること。
 - ⑥ 提出期間：表1のとおり
 - ⑦ 提出方法：電子入札システムにより提出すること。
電子入札システム証明書等提出画面の「添付資料」欄に①の様式により作成した「申請書」及び「資料」を添付し提出する。(電子ファイルの受信可能容量は1MBまで)。なお、電子ファイルが1MBを超える場合には、入札参加申込書については電子入札システムを利用して提出するものとし、それらの添付書類については上記2. に郵送(書留等の配達記録が残るもの)または持参により提出するものとする。またその際、証明書等として下記の内容を記載した書面を電子入札システムにより提出すること(締切日時必着)。

1. 郵送等を行う旨の表示
 2. 郵送等を行う書類の目録
 3. 郵送等を行う書類のページ数
 4. 発送または持参年月日
- ⑧ファイル形式：電子入札システムにより提出するファイルは、以下のいずれかの形式にて作成すること。なお、LZH又はZIP形式によるファイル圧縮は認める。一太郎2006以下、Microsoft Word2003以下、Microsoft Excel2003以下、その他PDFファイル（Acrobat9以下）、JPEG又はGIF形式の画像ファイルなお、紙入札による場合は、上記①の提出期間内に2.に持参、郵送（書留郵便に限る。）又は託送（書留郵便と同等のものとする。）（以下「書留郵便等」という。）すること。
- (3) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については表1に示す期日以降に通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。
- (4) その他
- ① 提出された申請書等について分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明しなければならない。
 - ② 申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
 - ③ 分任支出負担行為担当官は、提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は、当局の指示に従って行う場合を除き認めない。

6. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次により説明を求めることができる。
- ① 提出期限：表1のとおり
 - ② 提出先：2.に同じ
 - ③ 提出方法：電子入札システムにより提出するものとする。ただし、あらかじめ紙入札方式参加願を提出した場合は、書面により提出先に持参するものとする。
- (2) 分任支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、説明を求めた者に対し電子入札システム（書面による説明要求の場合は、書面）により回答する。
- 回答期限：表1のとおり

7. 入札説明書等に対する質問

- (1) この入札説明書及び添付の仕様書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
- ① 提出期間：表1のとおり
 - ② 提出場所及び提出方法：国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所品質管理課まで持参又はFAXにて提出すること。なお、FAXにて提出する際は、送信後電話で必ず着信を確認すること。
TEL 059-355-5781 FAX 059-359-0513
- (2) (1)の質問に対する回答は、表1に示す期間まで上記2.にて閲覧に供する。

8. 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出期間：表1のとおり
- (2) 提出場所：電子入札システムを利用する場合は次のURLにて提出する。
電子入札システムのURL
<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>
(若しくは、<http://www.e-bisc.go.jp>)

紙入札方式による場合は2. の担当部局へ提出する。

(3) 提出方法

- ① 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、分任支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参すること。郵送又は電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- ② 紙入札方式により持参する場合は、別紙3により入札書を作成し、封かんのうえ、件名、宛名及び入札者の氏名を表記し、入札書の提出期間内に提出しなければならない。
- ③ 紙入札方式により書留郵便等をもって提出する場合は、二重封筒とし、中封筒を上記②の直接提出する場合と同様に作成し、表封筒に入札書在中の旨を朱書し、件名及び入札日時を記載し、上記2. 宛の親展で、入札書の提出期間内に到着するように送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 入札者は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者が提出した入札書は無効とする。
- ② 一般競争（指名競争）参加資格を申請中の場合であって、当該資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 代理人による入札

- ① 紙入札方式により代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までに代理委任状（別紙4）を提出しなければならない。
- ② 入札者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

開札日時：表1のとおり

開札場所：〒510-0064

四日市市新正三丁目7番27号

国土交通省中部地方整備局四日市港湾事務所 入札室

(8) 開札

開札は、紙入札方式による入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

- ① 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ② 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- ③ 紙入札方式による入札者は、開札場に入場した後においては、入札執行官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ④ 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子入札システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子入札システムによる入札者（代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。）は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

(9) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ① 当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

- ② 落札となるべき同価の入札を行った入札者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて、落札者を決定する。くじの実施方法等については、電子入札システムにて通知する。

(10) 入札書に関する注意事項

提出された入札書は中部地方整備局（港湾空港関係）契約入札者心得第8条各号に該当する者を除き、有効な入札書として取り扱うものとする。従って入札金額の誤記入等の錯誤又は積算の誤り等を理由として無効の訴えを提起できないものとする。

また、落札決定後に当該契約を辞退する場合は、原則として指名停止を行う。

9. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、この入札説明書（別紙仕様書を含む）及び中部地方整備局（港湾空港関係）契約入札者心得を熟読し、これを遵守すること。

(3) 誓約書の作成

競争入札を執行し、落札予定者が決定したときは、配置予定車両管理員の資格確認のため、別に定める誓約書を提出し、契約締結前に当局の確認を受けるものとする。

(4) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

- ② 書留郵便等により契約書を取り交わすことを希望する者は、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に分任支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

- ③ 上記②の場合において分任支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

- ④ 分任支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

- ⑤ 走行料（基本走行距離に増減があった場合の1kmあたりの走行料）については、入札書に記載した金額に、別途、入札までに当局から通知する単価比率を乗じて円未満の端数を切り捨て、100分の5に相当する金額を加算した金額とする。

(5) 支払の条件

毎月1回請求できる。

(6) 現場説明会

本契約については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書等により履行するものとし、現場説明会は実施しない。

(7) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基く指名停止を行うことがある。

(8) 本入札に係る落札及び契約締結の条件は、平成24年度の予算が成立し、予算示達された場合とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

なお、本入札に係る開札は、落札決定を保留した上で行うものである。

表 1

入札説明書配布期間	平成24年2月8日から平成24年3月8日の期間中、9時00分から16時00分までの間に配布を行う。(但し土曜日・日曜日及び祝日には配布を行わない。)
入札参加申込書等提出期間	平成24年2月8日から平成24年2月20日の期間中、9時00分から16時00分までの間に提出を受け付ける。(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札書提出期限	平成24年3月8日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
開札日時	平成24年3月9日14時30分
競争参加資格合否通知	平成24年2月29日以降
競争参加資格否合格理由説明請求期限	平成24年3月7日16時00分(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
競争参加資格否合格理由回答期限	平成24年3月14日
入札説明書等質問期間	平成24年2月8日から平成24年2月24日の期間中、9時00分から16時00分までの間に提出を受け付ける。(但し土曜日・日曜日及び祝日には受付を行わない。)
入札説明書等質問回答期限	平成24年3月5日

別紙 1

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

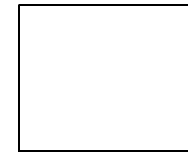
四日市港湾事務所長 宛

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(又は〇〇支店長 〇〇〇〇)



平成24年2月8日付けで公告のありました、「平成24年度 車両管理業務 (四日市港)」に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令 (昭和22年勅令第165号) 第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

1. 入札説明書に定める競争参加資格を有することを証明する書類等
一般競争 (指名競争) 参加資格 (全省庁統一資格) の資格審査結果通知書の写し等 (申請中の者は申請書の写し)
2. 配置予定車両管理責任者を記載した書面。
3. 車両管理責任者が本業務の競争参加資格確認申請書の提出者と直接的な雇用関係にあることが確認できる資料。
4. 車両管理員に対する安全運転教育体制の証明資料。

別紙2 配置予定車両管理責任者

記入例

車両管理責任者の資格

会社名

車両管理責任者の資格	車両管理責任者のいずれか1名は、下記①～③のいずれかの資格を有すること。 ①安全運転管理者又は運行管理者の選任を受け車両運転管理（車両管理員の配置計画及び安全運転教育等の実績）の1年以上の実務経験を有すること。 ②3年以上の車両運転管理（車両管理員の配置計画及び安全運転教育等の実績）を有すること。 ③発注者が上記①又は②と同等であると認めた者。	
配置予定車両管理責任者氏名	中 部 太 朗	
実務経験証明	実務経験の内容	経験年数
	車両管理責任者	〇〇年〇月から〇〇年〇月まで
	車両管理員	〇〇年〇月から〇〇年〇月まで
	など	年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで
		年 月から 年 月まで

注) 1. 「実務経験証明」の項目については、車両管理責任者が車両管理員の配置計画及び安全運転教育等を実施していたことが確認できる資料(契約書、車両管理責任者任命通知書、研修開催資料など)の写しを添付すること。

注) 2. 配置予定の車両管理責任者は、病休、退職、死亡及びその他やむを得ない事由がある場合を除き変更は認めないので、注意すること。

入 札 書

契約名 _____

入 札	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額											

入札説明書を承諾の上、入札します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓜ

分任支出負担行為担当官

四日市港湾事務所長 宛

- (注) 1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
2. 金額は「アラビア」数字で記入する。
3. 金額の冒頭には、「¥」記号を記入する。

見 積 書

契約名 _____

〇〇〇〇〇

入札	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金額											

上記のとおり見積します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

⑩

分任支出負担行為担当官

四日市港湾事務所長 宛

- (注) 1. 用紙の寸法は、日本工業規格A列4とする。
2. 金額は「アラビア」数字で記入する。
3. 金額の冒頭には、「¥」記号を記入する。
4. 〇〇〇〇には「労務費1日当たり」、「宿泊料」、「宿泊雑費」を記載する。

<記載例：個人委任の場合>

委 任 状

(↓入札を行う人の個人名・入札書の使用印鑑を押印)

私は ○○○○ (印) を代理人と定め、貴所の発注した
平成○○年度○○○○○○○○○○○○○○ (←契約件名を記入)
に関し、下記の権限を委任します。

記

1. 入札、並びに見積を行うこと。

平成 年 月 日

住 所 ○○市○○区○○町○番地
○○○○株式会社○○支店
氏 名 支店長 ○○○○ (印)

(↑社印・代表者印を押印)

分任支出負担行為担当官
四日市港湾事務所長 宛

平成24年度 車両管理業務(四日市港)仕様書

1. 概要

本業務は、中部地方整備局(四日市港湾事務所)指定の車両の運転、管理等を行うものである。

2. 業務履行期間

自 平成24年 4月 1日

至 平成25年 3月31日

3. 業務の範囲

業務の範囲は、次のとおりとする。

- ・車両の運転
- ・車両の管理
- ・前各号に付帯する業務

4. 使用する車両及び管理の内容等

1) 使用する車両は、当所が別途賃貸借契約した車両であり、下記を予定する。

乗用自動車 : トヨタ サクシードバン UL 1台

年式 : 平成22年4月 型式 : NCP51V-FXPGK

保管場所 : 四日市市新正3丁目7番27号

2) 車両及びこれに付帯する物品類を受注者の管理上の責に起因して損傷したときは、受注者において修理しなければならない。また、交通事故が発生した場合も受注者において修理及び一切の処理手続きを行うものとする。

3) 受注者は、使用する車両の点検整備、洗車、ワックスがけ等を励行し常に良好な状態に保持するものとする。

4) 作業点検は別に定める点検表により車両運行前に必ず行うものとする。なお、受注者で用意する様式で足りる場合はそれを使用するものとする。

5) 待機時の業務として、受注者の通常往来する構内経路の清掃並びに釘又はガラス破片等の危険物の除去作業を行うものとする。この場合、作業に必要な用具類は当局が貸与する。

5. 本業務の履行時間等

1) 本業務の履行時間は、原則として、8時30分から17時15分までとする。(勤務時間7時間45分)

2) 「行政機関の休日に関する法律」に規定する休日は、原則として、本業務は履行しない。

3) 前各号の規定にかかわらず、当局の注文があったときは、本業務を履行しなければならない。

6. 自動車保険の加入

使用する車両に対して、自動車保険契約を締結するものとし、保険金額は以下の金額以上とする。

[担保種目]	[金額]
対 人	無制限
対 物	5,000千円
搭 乗 者	10,000千円
車両保険	査定額

7. 基本走行距離

基本走行距離は以下のとおりとする。

[1ヶ月の基本走行距離] 1, 100km

8. 修理等

以下の修理等を実施する必要がある場合は、あらかじめ当局と協議するものとする。なお、これに要する費用等のうち、受注者の過失によるものについては、受注者が負担するものとする。

- ・タイヤ、バッテリー、タイヤチェーンの交換
- ・エアコン、カーラジオ等の修理調整
- ・前各号以外で受注者の責任によらない修理

9. 燃料等の使用

車両に使用する燃料及びエンジンオイル、ワックス等は受注者の負担とする。

また、燃料はレギュラーガソリンを使用するものとする。

エンジンオイルの交換は、走行距離 5,000 kmに達した都度とし、オイルエレメントの交換は、エンジンオイル交換2回につき1回実施するものとする。

10. 車両管理責任者等

1) 車両管理責任者並びに車両管理員を定めるにあたっては、当局業務を十分理解のうえ、慎重に選考するものとする。

2) 車両管理責任者並びに車両管理員は兼ねることができないものとする。

また、車両管理員は専属とし、入れ替えはしない。なお、車両管理員が休暇等で管理できない場合は、車両管理責任者は車両運行責任者に対し車両管理員の交代を報告するものとする。

3) 車両管理責任者並びに車両管理員に必要な条件は次のとおりとし、受注者は、車両管理員に必要な条件については条件を満たすことの確認できる資料を添付して契約締結前に当局に通知するものとする。

なお、契約期間中に車両管理員を変更する場合も同様とする。

ア. 車両管理責任者は次の条件のうちいずれかを満たす者であること。

- ①安全運転管理者又は運行管理者の選任を受け、車両運転管理(車両管理員の配置計画及び安全運転教育等)の1年以上の実務経験を有すること。
- ②3年以上の車両運転管理の実務経験を有すること。
- ③当局が上記①又は②と同等であると認めた者。

イ. 車両管理員は次の全ての条件を満たす者であること。

- ①年齢が65歳未満であること。(平成24年4月1日現在)
- ②普通自動車免許(AT限定を除く)を取得し、免許を受けている期間が3年以上であること。
- ③1年以上の自動車(貨物自動車を含む)運転の実務経験を有すること。(当局が同等と認める場合を含む)
- ④車両の運行等に支障がない健康状態であること。

11. 車両管理責任者の業務

1) 車両管理責任者は業務全体を管理し、車両管理員に対し業務の履行に必要な指示等を行うものとする。

車両管理責任者は、次の事項について車両運行責任者と毎月1回打合せを行うものとし、その結果について車両管理業務打合せ記録簿により相互に確認しなければならない。

- ・業務の履行状況の確認
- ・業務の実施計画
- ・その他業務の実施上の必要となる事項

上記打合せの他、必要があれば、相互に随時の打合せの実施を申し出ることができるものとする。

2) 車両管理責任者は、車両運行責任者が作成した業務注文書に基づき、業務計画書を作成し、車両管理員に対し運行指示するとともに車両運行責任者に提出するものとする。

また、業務注文書の内容に疑義があるときは、車両運行責任者に変更の申し入れができるものとする。

ただし、緊急の変更が生じた場合は、車両運行責任者から車両管理責任者に口頭確認して運行業務を変更できるものとする。この場合、確認後速やかに業務計画書を変更するものとする。

3) 車両管理員は、車両管理責任者の指示のみにより車両を運行しなければならない。

また、車両管理員は、善良なる管理者の注意をもって車両の管理・保管を行い、請負業務以外に使用してはならない。

12. 業務履行体制

1) 受注者は、業務注文の変更等に的確に対応できるように、車両管理責任者の代理等の設置、車両運行責任者・車両管理責任者・車両管理員間の連絡網の複数手段の確保など、車両運行責任者からの注文に迅速かつ確実に対応できる体制を構築しなければならない。

2) 受注者は、所定の車両管理員が急遽車両の運行ができなくなった場合でも業務の履行が迅速かつ確実に確保できる体制を構築しなければならない。

3) 受注者は、緊急時の対応のため、注文を受けてから60分以内に稼働可能な体制を確保しなければならない。

4) 受注者は、上記の1)から3)に対応するため、連絡体制図にて当局に通知しなければならない。また、所要の体制が確保できているか事前に当局の確認を受けなければならない。

13. 当局の請求による代車等

1) 当局は、やむを得ない事情又は上記8. の修理等によって、管理車両以外の車両(以下「代車等」という。)をもってこの業務を履行させる必要がある場合は、受注者に通知し必要とする期間に限り代車等をもって、業務を履行させることができる。

この場合、受注者は代車等を管理車両としてこの契約を履行するものとする。

2) 受注者は、代車等の対象となった管理車両の自動車保険契約を遅滞なく当該代車等に変更するものとする。(当局が変更しない旨を指示した場合を除く)この場合の費用は、受注者の負担とする。

3) 前項の場合において、請負金額を変更する必要があると認められるときは、双方協議して変更するものとする。

14. 災害出動

当局は、災害時において、車両管理員を緊急招集し、災害現場に出動させることを車両管理責任者に注文できるものとする。

15. 当局による車両の使用

当局は、受注者の業務の履行に支障が生じない範囲で車両を使用することができるものとする。
この場合、当局はあらかじめ受注者にその旨を業務注文書により通知するものとする。

16. 契約解除と指名停止措置

当局は、受注者の業務の履行状況及び重大な事故により業務の履行が不可能と判断したときは、契約書15条に基づく契約解除又は指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

17. 健康診断

受注者は、車両管理員の健康診断を、定期的に実施するものとする。

18. 技術等の確認

当局は、業務の適正な履行の確保及び技術水準の向上を図るため、必要があると認めるときは、技術等の確認を実施するものとする。

19. 是正措置要求

当局は、契約期間中に当局が定める契約違反に該当するような事態その他車両管理業務の品質を確保する上で看過できない事態が発生した場合は、受注者に対して当該事態の具体的な内容の報告を求めるものとする。

また、当局が受注者に対して是正措置要求を行った場合には、受注者は是正措置要求を受けた改善内容について報告するものとする。

20. 研修

受注者は、車両管理責任者、車両管理員が業務の適正な履行に必要な知識・技能(安全・円滑な運行に関する知識・技能、運行区域に係る道路状況、主要関係施設等地理的な知識、当局から教示を受けた当局の業務に関する知識等)を確保するため、安全運転管理等に関する研修を履行期間中に2回以上実施し、実施内容及び結果を当局に報告するものとする。

また、当局が必要と認めるときは、研修を実施するものとし、実施内容及び結果を当局に報告するものとする。

21. 行政情報流出防止対策の強化

- 1) 受注者は、本業務の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
- 2) 受注者は、別紙「業務委託等における行政情報流出防止対策の基本事項」を遵守しなければならない。

22. 法律上の義務

受注者は、業務を履行するにあたり、従事する車両管理責任者及び車両管理員に対し、労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法、健康保険法、厚生年金保険法、民法等における使用者としての全ての義務を負うものであること。

23. その他

- 1) 超過料金等については次により算出する。

業務履行をしなかった場合	受注者の責任に帰すべき事由により業務を履行できなかったときは、別紙「超過料金等算出表」により算出された金額を基本月額から控除する。但し、業務履行をしなかった日、時間は、1ヶ月分を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分未満は切り捨てるものとする。
月の中途から契約した場合	月の中途から契約した場合の業務料は契約締結前の「業務を行わなかった日数相当」に基本月額の1/20を乗じた額を基本月額から控除する。
業務時間外に業務を履行した場合	5-3)による業務を行った場合は、時間外業務料を支払うものとする。但し、時間外勤務は、1ヶ月分を合計するものとし、その合計に1時間未満の端数が生じたときは、30分未満は切り捨てるものとする。
宿泊を伴った場合	当局の都合により宿泊を要したときは、宿泊料及び宿泊雑費を支払うものとする。
走行料	1ヶ月あたりの基本走行距離に対し、過不足の走行距離が生じたときは、1kmあたりの走行料により精算を行うものとする。 基本走行距離を超過した場合の増額は1円未満の端数を切り捨てた金額とする。基本走行距離に達しなかった場合の減額は1円未満の端数を切り上げた金額とする。

- 2) 車両を交換する場合には、あらかじめ受注者と協議し変更契約を行うものとする。
- 3) 本仕様書に基づき作成する書類の様式は別に定めるものとする。

超過料金等算出表

項 目	計 算 式	備 考	
業務を履行し なかった場合	1日につき/台	基本月額 \times 1/20	50銭未満の端数を生じたときは切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。
	1時間につき/台	基本月額の 1/20 \times 1/7.75	同上
業務時間外に 業務を履行し た場合	深夜以外の時間 1時間につき/台	労務費の 1/8 \times 125/100	同上
	深夜(22時から翌日の5時) 1時間につき/台	労務費の 1/8 \times 150/100	同上
休日に業務を 履行した場合	深夜以外の時間 1時間につき/台	労務費の 1/8 \times 135/100	同上
	深夜(22時から翌日の5時) 1時間につき/台	労務費の 1/8 \times 160/100	同上
宿泊を伴った 場合	1泊につき/台	当局が認めた範囲内	宿泊料
	1泊につき/台	当局が認めた範囲内	宿泊雑費
基本走行距離 に増減があっ た場合	1kmにつき/台	基本月額 \times 単価比率	走行料 円未満の端数は切り捨てるものとする。

上記計算式により算出した各単価に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算し、1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額を契約単価とする。

ただし、走行料については消費税及び地方消費税の端数を切り捨てない。

業務委託等における行政情報流出防止対策の基本的事項

(関係法令等の遵守)

第1条 行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(行政情報の目的外使用の禁止)

第2条 受注者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う行政情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

第3条 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。

2 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。

3 受注者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。

(契約終了時等における行政情報の返却)

第4条 受注者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

第5条 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。

2 受注者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。

- イ 本業務で使用するパソコン等のハード及びソフトに関するセキュリティー対策
- ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティー対策
- ハ 電子情報を移送する際のセキュリティー対策

(電子情報の取り扱いに関するセキュリティーの確保)

第6条 受注者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティー対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティー対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティー機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

第7条 受注者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。

2 この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。

3 事故の発生が受注者に起因する場合には、受注者の費用をもって回復するものとする。

4 受注者に起因する情報流出事故により生じた第三者への損害の賠償については、受注者がその責めを負うものとする。